

平成25年度 第2回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成26年1月31日

件名	平成25年度障害者優先調達推進法に基づく調達推進方針の策定について																												
所管部課	福祉部障がい福祉課、衛生部足立保健所こころとからだの健康づくり課																												
内容	<p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行（平成25年4月1日）に伴い、地方公共団体は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。</p> <p>1 目的 国、地方公共団体などが、物品等の調達にあたり、優先的に障がい者就労施設から物品等の調達に努めることで、施設で就労する障がい者等の経済面での自立を促進する。</p> <p>2 足立区障がい者就労施設等からの調達推進方針 詳細は別紙のとおり</p> <p>(1) 推進方法 ア 調達に必要な情報の提供 イ 受注増大に向けた支援 ウ 随意契約による調達</p> <p>(2) 調達目標 前年度実績を上回ることを目標とする。 (参考)平成24年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件数</th> <th>金 額 (円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物等清掃</td> <td>3</td> <td>11,231,402</td> <td></td> </tr> <tr> <td>封入封緘発送</td> <td>15</td> <td>9,428,670</td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹木の剪定、草取り</td> <td>1</td> <td>420,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>印刷</td> <td>1</td> <td>48,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>5,524,864</td> <td>作業用保護具、 公用リサイクル 自転車整備 等</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>24</td> <td>26,653,436</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 調達実績の公表 平成25年度の区調達実績については、翌年度6月末日までに概要を取りまとめ、公表する。</p>	内 容	件数	金 額 (円)	備 考	建物等清掃	3	11,231,402		封入封緘発送	15	9,428,670		樹木の剪定、草取り	1	420,000		印刷	1	48,500		その他	4	5,524,864	作業用保護具、 公用リサイクル 自転車整備 等	合 計	24	26,653,436	
内 容	件数	金 額 (円)	備 考																										
建物等清掃	3	11,231,402																											
封入封緘発送	15	9,428,670																											
樹木の剪定、草取り	1	420,000																											
印刷	1	48,500																											
その他	4	5,524,864	作業用保護具、 公用リサイクル 自転車整備 等																										
合 計	24	26,653,436																											

平成25年度足立区障害者就労施設等からの調達推進方針

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、平成25年度における足立区の障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という)の調達を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

(1)この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の事業所・施設等

[障害福祉サービス事業所等]

ア 就労移行支援事業

イ 就労継続支援事業所(A型・B型)

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設(生活介護・就労移行支援・就労継続支援を行う事業所に限る)

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2)障がい者を多数雇用している企業等

[企業等]

ア 特例子会社(障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1項に規定する事業所をいう。)

イ 重度障害者多数雇用事業所(障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2項に規定する事業所をいう。)

(3)在宅就業障害者

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

3 調達の対象となる物品等

(1)物品

ア 事務用品・書籍(事務用品、封筒、ゴム印等)

イ 食料品・飲料(パン、弁当・おにぎり、飲料、コーヒー・茶等)

ウ 小物雑貨(衣服・身の回り品・装身具、木工品、陶磁器、防災用品、花苗等)

エ その他の物品

(2)役務

ア 印刷

イ クリーニング(クリーニング、リネンサプライ等)

ウ 清掃・施設管理(清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理等)

- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし等）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等）
- カ その他のサービス・役務（封入封緘、仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、印刷物折り、筆耕、文書の廃棄、資源回収・分別等）

4 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等から物品等の調達を促進するため、以下の取組を行う。

(1) 調達に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 受注増大に向けた支援

障害者就労施設等への調達が可能となるよう発注方法、履行期間等十分に配慮するように努める。また、性能、規格等十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

5 物品等の調達目標

前年度実績を上回ることを目標として、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努力する。物品等の調達実績のない所属においては、積極的な検討を行い、実績を残せるよう努める。また、イベント等で物品等の販売が可能となるよう出展の機会を設けるよう努力する。

6 調達実績の公表

足立区の調達実績については、翌年度6月末日までに概要を取りまとめ、公表するものとする。

平成25年度 第2回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成26年1月31日

件名	ヘルプカードの配付について
所管部課	福祉部障がい福祉課
内容	<p>障がい者など支援を必要とする方が、緊急時や災害時、周囲に支援を求めめるための情報伝達手段の一つとして活用してもらうヘルプカードを配付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内容 <ul style="list-style-type: none"> 名前、住所、連絡先、医療情報、主治医、障がい名、伝えたいこと、配慮してほしいことなど 2 配付対象者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方 (2) 難病の方、発達障がいの診断を受けた方 3 配付時期 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月 4 配付方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援学校の在籍生徒及び障がい者通所施設の利用者、各障がい者団体の会員には、それぞれの所属を通して配付する。 (2) 各福祉事務所、各保健総合センター、障がい福祉センター、障がい福祉課、こころとからだの健康づくり課で希望者に配布する。 5 周知方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) あだち広報 2月25日号 (2) 足立区公式ホームページ (3) 周知用チラシ <ul style="list-style-type: none"> 駅の情報スタンドにチラシを置くほか、区内警察署、消防署、金融機関、交通機関（鉄道駅、バス）、商店街等へチラシを配付し周知について協力依頼する。 6 活用方法 <ul style="list-style-type: none"> 障がいなどのある方が、常時携帯することにより、緊急時や災害時に周囲にいる方へ支援や配慮を依頼しやすくなる。カードを提示された方は、本人の希望する支援を行うことができる。

平成 25 年度 第 2 回 介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成 26 年 1 月 31 日

件 名	第 18 回こころの健康フェスティバルの開催について
所 管 部 課	衛生部足立保健所こころとからだの健康づくり課
内 容	<p>区民のこころの健康づくりとこころの病に対する知識と理解を深め、精神障がい者の社会参加の促進を図るため、下記のとおり「こころの健康フェスティバル」を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 平成 26 年 3 月 1 日（土）午前 11 時～午後 4 時 10 分 区民ロビーでのバザー、自主製品販売、正面広場での模擬店は、 11 時 45 分から</p> <p>2 会場 足立区役所（1 階区民ロビー・ギャラリー、2 階庁舎ホール・和室、正面広場）</p> <p>3 主催 足立区</p> <p>4 後援 足立区社会福祉協議会、足立区民生・児童委員協議会、 NPO 足立フォーラム 21、足立区医師会、足立区歯科医師会、 足立区学校医会、足立区学校歯科医会、足立区立小学校長会、 足立区立中学校長会、足立区立小学校 P T A 連合会、 足立区立中学校 P T A 連合会</p> <p>5 協賛 足立区地域精神保健福祉連絡協議会、東京都立精神保健福祉センター</p> <p>6 運営 第 18 回こころの健康フェスティバル実行委員会</p> <p>7 参加団体 精神障がい者当事者自主グループ、家族会、就労移行支援事業所、 就労継続支援事業所、グループホーム、医療機関、ボランティア団体、 足立区民生・児童委員協議会、足立区社会福祉協議会、NPO 法人等 約 50 団体</p> <p>8 主な催し物</p> <p><庁舎ホール・ホワイエ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 <p>演題：「障がいがある人もない人も、老いも若きも、共に暮らせるまちを目指して」 講師：毎日新聞社論説委員 野澤和弘氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区立第十一中学校吹奏楽部演奏 ・精神障がい者による合唱、意見交換等 <p><区民ロビー・ギャラリー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区民生・児童委員協議会等によるバザー ・精神障がい者等の作品展示・活動紹介 ・精神障がい者施設自主製品販売 ・家族会相談コーナー等 <p><正面広場> 模擬店</p> <p>9 来場見込者数 約 2,000 人</p>